官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔国会事項〕 一
〔人事異動〕 二
内閣 二
〔叙位・叙勲〕 三
〔皇室事項〕 三
〔官庁報告〕 三
官庁事項 三
九州地方整備局公示（九州地方整備局） 三
労働 六
最低工賃の改正決定に関する公示（山梨労働局最低工賃公示一） 六
戸籍が滅失した件（法務省告示配四三） 六
〔公告〕 七
諸事項 七
裁判所 七
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係 七
会社その他 八
〔その他告示〕 八
○保安林の指定をする件（農林水産三三一～三三八） 八
○農薬を登録した件（同三三九） 八
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件の全部を改正する件（経済産業二二） 八
○都市計画に関する件（国土交通三五三、三五四） 八
○砂防法第二条の土地を指定する件（同三五五～三五八、三六一～三六六） 八
○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同三五九、三六〇） 八
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛六四～六六） 八
○道路に関する件（東北地方整備局三三～三六） 八
○都市計画に関する件（関東地方整備局六六） 八
○道路に関する件（近畿地方整備局一五、一六） 八
○道路に関する件（九州地方整備局二八、二九） 八

その他告示

○農林水産省告示第三百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市城崎町飯谷字セバト一二〇〇、一二〇六（次の図に示す部分に限る。）、字兵ノ谷一二一〇の一（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町万場字添越八五

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町殿字古ヤノ谷一五の一、一六、字須山二三の一、二三の三、二三の四

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年三月十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　兵庫県豊岡市日高町八代字堂沼一〇九、一一〇、字袋谷一一一の一、一一一の二

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）